

# 安全関係表彰規程

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

第1条 会長は、陸上貨物運送事業における労働災害防止に著しく貢献した事業場、団体及び個人についてこの規程に基づき表彰を行う。

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- 1 事業場賞(優良賞・進歩賞)
- 2 団体賞
- 3 個人賞(功労賞・功績賞)

第3条 事業場賞は、次のとおりとする。

- 優良賞 安全成績及び労働衛生管理が著しく良好であって、他の模範と認められる事業場に対する表彰とする。
- 進歩賞 安全成績及び労働衛生管理が前項の水準に達しないが、安全活動を熱心に行い、又は労働衛生管理の改善向上に努力し、その効果が著しい事業場に対する表彰とする。

第4条 団体賞は、安全活動を活発に推進し、関係事業場の安全水準の向上に顕著な功績のあった支部、分会等に対する表彰となる。

第5条 個人賞は次のとおりとする。

- 功労賞 永年にわたり陸上貨物運送事業の産業安全運動に尽し、安全水準の向上に著しく功労があった者に対する表彰とする。
- 功績賞 安全活動を活発に行い、当該地区もしくは関係事業場の安全水準の向上に功績があった者、または陸上貨物運送事業における労働災害の防止に効果のある発明もしくは考案をした者に対する表彰とする。

第6条 表彰は、それぞれの所属する支部の推薦に基づき、表彰審査委員会の審査を経るものとする。ただし、支部の表彰については、支部の推薦を要しない。

第7条 労働災害防止に関し、内閣総理大臣または労働大臣より表彰を受けた者については、この規程による表彰は行わない。

2 この規程により表彰を受けたものについては、重ねて表彰を行わない。

第7条の2

内閣総理大臣または労働大臣がその年度において表彰したものに対し会長がこれを顕彰する。

第8条 この規程による表彰基準ならびに表彰審査委員会の組織及び運営については別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和41年9月1日から施行する。
- 2 第7条の2の規程は、昭和46年10月1日からこれを施行する。
- 3 第2条及び第3条の改正規程は昭和48年7月1日からこれを施行する。

# 表彰基準

陸上貨物労働災害防止協会山口県支部

安全関係表彰規程第8条の規程に基づき、表彰基準を次のように定める。

- 1 規程第3条による事業場賞は、概ね次の各号に該当するものであること。
  - イ 安全管理組織が整備されて有効に運営され、かつ、労使が安全活動について積極的に協力していること。
  - ロ 最近2年間における休業8日以上 の度数率が全国平均値より著しく低率で、前年より減少していること。
  - ハ 最近2年間において死亡災害がないこと。
  
- 2 規程第4条による団体賞は、概ね次の各号に該当するものであること。
  - イ 当該団体の運営が、効果的に行われていること。
  - ロ 具体的な災害防止計画が樹立され、団体としての安全活動が活発に行われていること。
  
- 3 規程第5条による個人賞は、概ね次に該当するものであること。

功労賞 10年以上にわたり安全運動に尽くし、広域的な安全水準の向上に功労があったこと。

功績賞

  - イ 5年以上にわたり、安全活動を活発に実践し、当該地区または関係事業場の安全水準の向上に功績があったこと。
  - ロ 労働災害の防止に効果のある発明または考案をしたこと。
  
- 4 前項の功労賞、功績賞について1社から2名以内とすること。